

「竹島の日」条例制定から一年（論点整理）

島根県 竹島問題研究会 下條正男

1、「竹島の日」条例制定後の韓国側の動き。

3. 07. 盧武鉉大統領、「長期総合的体系的に扱う専門的機構の設置」指示。
3. 25. 国家安全保障会議常任委員会で設置を決定。
4. 08. 「企画団設置及び運営に関する規定」（大統領訓令第 147 号）
4. 20. 「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」発足。
5. 18. 「独島の持続可能な利用に関する法律」制定。
6. 28. 「独島：6 世紀以来大韓民国の領土」（英文・ハングル）発表。
7. 18. 「正しい歴史企画団」ホームページ開設。
8. 15. 盧武鉉大統領、竹島問題と教科書問題に言及せず。
9. 10. 『独島資料集 I』発刊。
11. 18. 首脳会談（釜山）で盧武鉉大統領、竹島問題、歴史教育問題に言及。
11. 19. 「独島の持続可能な利用に関する法律」施行。

2、「竹島の日」条例後の東アジア情勢。【キーワード】「靖国参拝問題」

- ① 4 月上旬。2006 年度使用の地理と公民の教科書に竹島問題記載。
- ② 韓国、侵略の美化、歪曲教科書と反発→中国に飛び火。反日デモに発展。
- ③ 韓中、日本の国連安保理、常任理事国入り反対。東南アジアに波及。
- ④ 6 月、駐日ロシア公使、北方領土問題は日本に責任。
- ⑤ 11 月 18 日、ロシア外務省、日本の歴史教科書批判。
- ⑥ 11 月 21 日、日ロ首脳会談、プーチン大統領「領土問題は第二次世界大戦の結果」
- ⑦ 06 年 1 月 31 日、プーチン大統領、ヤルタ協定（1945 年 2 月、米英ソ）に言及。
- ⑧ 06 年 2 月 7 日、小泉首相、北方領土返還要求全国大会を欠席。

3、竹島問題の論点整理

① 従来の日本の主張。外務省のホームページ（抜粋）

(1) 竹島領有に関する歴史的な事実

- (イ) 日本は古くより竹島（当時の「松島」）を認知していた。（注：長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」（1779 年）では現在の竹島の位置関係を正しく記載している。）
- (ロ) 江戸時代の初期（1618 年）、伯耆藩の大谷、村川両家が幕府から鬱陵島を拝領して渡海免許を受け、毎年、同島に赴いて漁業を行い…
- (ハ) 1696 年、鬱陵島周辺の漁業を巡る日韓間の交渉の結果、幕府は鬱陵島への渡航を禁じたが（「竹島一件」）、竹島への渡航は禁じなかった。

(二) 日本は 1905 年 (明治 33 年)、1 月の閣議決定に続き、二月の島根県告示により竹島を島根県に編入し、竹島を領有する意思を再確認している。

(2) 1905 年の日本政府による竹島編入の有効性

(3) 日本占領及び戦後処理のための諸文書の中での竹島の扱い

② 韓国側の主張。

- ① 歴史的に、現在の独島は「于山島」と呼ばれ、15 世紀に成立した「世宗実録地理志」や「東国輿地勝覽」などにも、「于山島」の記録がある。
- ② 安龍福が 17 世紀後半、日本に渡り、鬱陵島と于山島を朝鮮領と認めさせた事実が「肅宗実録」に記録されている。
- ③ 1906 年、島根県官吏が竹島と鬱陵島を視察した際、鬱島郡守の沈興澤が「独島は鬱陵島に属す」と報告している。
- ④ 第 2 次世界大戦後、連合国最高司令部の指令で、独島は韓国領土とされた。

③ 竹島問題研究会の見解。

- (1) 韓国側では、竹島は「于山島」と呼ばれていたとする。その根拠は「東国文献備考」に「輿地志によれば、鬱陵島と于山島は、于山国の地であり、于山島はいわゆる日本の松島 (現在の竹島) だ」にあった。
だが「東国文献備考」の底本(「疆界考」)には、「輿地志によれば、于山島と鬱陵島は同じ島」と記されている。韓国側が論拠にしてきた文献は後世改ざんされたものであった。
- (2) 「世宗実録地理志」や「東国輿地勝覽」などには確かに「于山島」の記録がある。だがそれは「太宗実録」の記事を参考にしており、于山島もその中で解釈しなければならない。その于山島には「男女併せて 86」名が住み、産物は「大竹、水牛皮、生芋」など鬱陵島と同じであった。「世宗実録地理志」や「東国輿地勝覽」などに記された于山島は、鬱陵島であった。
- (3) 韓国側は竹島問題が起こると、「世宗実録地理志」や「東国輿地勝覽」にある「見える」を、鬱陵島から竹島が見えると読んで、竹島の領有権を主張した。しかし 1693 年以後、日朝間で争われた鬱陵島の帰属問題の際、朝鮮側ではそれを朝鮮半島から見た鬱陵島のこととして、鬱陵島の領有権を主張する根拠にしていた。
- (4) 第 2 次世界大戦後、連合国最高司令部の指令で、一時期、竹島は朝鮮の領土とされたが、「講和条約」が発効すれば日本領になることが画定していた。そのため韓国政府は、講和条約が発効する前に「李承晩ライン」を宣言し、竹島の領有を主張したのである。だが韓国側の主張は論拠薄弱であった。